

グループホーム設置運営事業者公募要領
(令和4年度分)

館 林 市

1 趣旨

館林市では、館林市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を進めています。このうち（介護予防）認知症対応型共同生活介護（以下「グループホーム」という。）を整備する事業者を次のとおり募集します。

2 対象施設

整備年度	整備地域	施設種別	整備数
令和4年度	館林市全域	グループホーム	2ユニット (定員：18名)

※今回の募集では、2ユニット1施設を新設する事業者を募集します。

3 整備条件

- (1) 「館林市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「館林市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」に適合するようにしてください。
- (2) スプリンクラーの設置は消防法施行令に基づき必ず行ってください。

4 土地

- (1) 建設用地について、今後、取得見込みの場合は、応募時に、土地の内容が明示された地権者との売買合意書の提出が必要です。既存の建物も含め取得する場合は、建物の内容も明示してください。
賃貸により設置運営する場合には、土地・建物の内容が明示された賃貸予定者との賃貸確約書の提出が必要です。当初契約期間について、借地の場合は30年以上、借家は20年以上とし、契約に自動更新条項を入れてください。
- (2) 建設用地に、（独）福祉医療機構からの貸付及び同機構と協定を結んだ民間金融機関からの協調融資に係る貸付以外の抵当権・根抵当権といった権利がついていることは、事業の継続性を担保するうえで問題がありますので認められません。
- (3) 土地の取得及び造成に要する経費、旧家屋撤去費等の付随的経費は、補助の対象にはなりません。
- (4) 敷地は、入所者の処遇上適正な広さを有するとともに、駐車場も含め余裕

をもった計画で確保してください。

- (5) 施設建設にあたり、地域住民の同意を得ておくことが必要になります。
- (6) 建設にあたっては、都市計画法、建築基準法、農地法、文化財保護法等の関係諸法令を遵守し、事前に関係各機関において確認してください。

5 応募資格

次のいずれも満たしていることが要件になります。

- (1) 館林市内に法人の主たる事務所があり、令和3年4月1日現在で1年以上の介護保険事業実施実績があること。
- (2) 介護保険法に規定する欠格事項に該当していないこと。
- (3) 過去の所轄庁の監査等において、重大な指摘事項（行政処分等）がないこと。
- (4) 役員（就任予定者を含む）等が、暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと。
- (5) 所定の期間内に公募参加申請をしていること。

6 募集及び選定のスケジュール

区 分	日 程
募集要領の公告	令和3年10月15日（金）
質問受付	令和3年10月22日（金） ～ 令和3年11月15日（月）
公募参加申請締切	令和3年11月15日（月）
応募書類受付期間	令和3年12月14日（火） ～ 令和4年 1月13日（木）
書類審査・現地確認・ヒアリング	令和4年 2月（予定）
事業者決定 （事業者へ通知及びホームページへ掲載）	令和4年 3月（予定）

7 応募手続き

令和3年11月15日（月）までに公募参加申請を行うことが要件となります。

(1) 公募参加申請の方法

ぐんま電子申請受付システム (<https://s-kantan.jp/pref-gunma-u/>) から手続き名「館林市グループホーム公募参加申請」を選択し、申請を行ってください。

(2) 質問の受付及び回答について

関係法令等により確認できる事項の質問はご遠慮ください。

①質問の方法

質問書：別紙1に質問内容を簡潔にまとめて記入し、FAX 送信又は E メールに添付してご提出ください。Eメールの場合、タイトルは「グループホーム質問」としてください。口頭での質問は受けません。

FAX (0276) 80-3115

Eメール koreisyashien@city.tatebayashi.gunma.jp

②質問の受付期間

令和3年10月22日（金）～令和3年11月15日（月）

③質問の回答

回答は郵送により全事業者へ配付します。

(3) 応募書類の提出

①受付期間 令和3年12月14日（火）～令和4年1月13日（木）

②受付時間 午前9時～午後4時

(※事前に必ず電話で予約してください。)

③提出場所 高齢者支援課高齢者支援係

④提出書類 提出書類一覧のとおり：別紙2

⑤提出部数 (a) 正本1部

(b) 副本1部（コピー可）

(c) 応募申込書、様式1及び様式1添付書類〔(4)～(9)〕、
様式2までをファイルに綴ったもの12部（コピー可）

※ 応募書類は片面印刷とし、A4版フラットファイルに綴り、項目ごとに合紙（色紙）を入れ、合紙にインデックスを付し、応募期間内に持参してください。（別紙3を参照）

8 応募にあたっての留意事項

(1) 市補助金について

市補助金は、館林市小規模福祉施設建設費及び小規模福祉施設開設準備経費補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で事業者へ補助します。補助金の交付を希望する場合、事業着手（入札を含む）は補助交付決定後となる点に留意してください。

なお、建設費補助金は 33,600,000 円（1施設あたり上限額）、開設準備経費補助金は 15,102,000 円（839,000 円×定員 18 人の上限額）の予定ですが、交付を確約するものではありません。

(2) 費用負担について

今回の応募に関し、必要な費用は採否に関わらず応募者の負担とします。

(3) 虚偽の記載など不正行為をした場合

公正を期するため、応募者が提出した書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とするとともに、虚偽の記載をした応募者について、所要の措置を講じる場合があります。また、高齢者支援課員、関係職員及び館林市高齢者施設等事業者選定委員会委員への質問、情報収集、働きかけ等が判明した場合も同様の措置を講じる場合があります。

(4) 応募書類の提出について

受付期間終了後の提出書類の訂正・差し替えは、一切認めません。また、本市からの応募書類の補正・追加の求めに応じられない場合は、応募を辞退したものとして処理します。

なお、提出された書類は返却しません。

(5) 次のいずれかに該当する場合は、他の条件を満たしていても応募を受け付けられません。

- ①専任の事務担当者（管理者または施設長予定者等との兼務可）がない場合
- ②建設用地に抵当権等所有権以外の権利が設定されている場合（権利者からの解除確約書が添付されている場合を除く）

(6) その他

事業者の決定後においては、応募内容と実際の事業計画に市又は県の指導によらない著しい変更がある場合は、事業者の決定を取り消すことがあります。

9 審査及び選考

(1) 事業者の決定は、館林市高齢者施設等事業者選定委員会において選定を行いその結果を踏まえて市長が決定します。

- ・審査は提出していただいた書類と、現地確認、概要説明及びヒアリングにより行います。
- ・概要説明及びヒアリングは、公開により行います。

なお、この事業において応募者のいない場合、又は審査及び選考の結果、すべての応募者が本事業実施の目的を達成できないと判断した場合は、事業者の決定を行わない場合があります。

(2) 応募者に対するヒアリング等

①応募者（法人）の代表者及び施設長予定者が、説明を行ってください。

- ・ヒアリング会場への入室は1法人3名以内とし、法人から委託された業者による説明は認められません。
- ・1法人あたりの提出書類に関する概要説明時間は15分以内とし、その後のヒアリング時間は、15分以内とします。

②概要説明における応募者の必須説明事項は次のとおりとします。

- ・事業の実施方針に関する事項
- ・建築計画に関する事項
- ・職員配置計画に関する事項
- ・施設運営計画に関する事項

(3) 事業者決定の通知

事業者決定については、令和4年3月に応募者へ文書で通知します。

なお、併せて市公式ホームページにも掲載します。